

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」
基盤的研究・人材育成拠点等中間評価委員会の設置について

令和3年〇月〇日
文部科学省科学技術・学術政策局

1. 目的

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業は、客観的根拠に基づく合理的な政策形成の実現を目指し、平成23年度より開始された。事業開始から5年目にあたる平成27年度に1回目の中間評価を行ったところであるが、令和2年度に事業開始から10年目を迎えたことを踏まえて、2回目の中間評価を実施する。

本事業のうち「基盤的研究・人材育成拠点整備事業」等について、事業全体の中間評価に先立って評価を実施するため、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基盤的研究・人材育成拠点等中間評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 構成及び運営

- (1) 委員会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員会には主査を置き、当該委員会に属する委員の互選により選任する。
- (3) 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
- (4) 委員会の運営に係る事項は委員会において定める。

3. 設置期間

令和3年〇月〇日から中間評価の外部公表時までとする。

4. その他

委員会に関する庶務は、科学技術・学術政策局企画評価課が処理する。